令和９年度　名護市給付型奨学金奨学生募集要項

１　趣旨

意欲と能力がある若者が経済的理由により、高等教育機関への進学を断念することなく、平等に教育を受ける機会を支援し、名護市への郷土愛と生まれ育った地域へ貢献する心を醸成するとともに、特に、成績が優秀であり高等教育機関へ進学後、更に勉学に専念できる環境を整え、優秀な人材を育成することを目的として、奨学金の給付を行うものです。

２　応募資格

令和８年 11 月 16 日時点で次の条件全てにあてはまる者を対象とします。

(1)　家計支持者が名護市に１年以上住所を有していること。

※　家計支持者とは、父母（父母がいない場合は代わって家計を支えている人）をさします。

(2)　高等学校又は高等専門学校に在学し、次年度、学校教育法に規定する大学（６年制を含む）、短期大学、高等専門学校の第４学年又は専修学校の専門課程（専門学校）に進学予定であること。

(3)　次の①から④のいずれかに該当していること。

① 住民税非課税世帯の子ども

② 生活保護受給世帯の子ども

③ 児童養護施設入所者又は退所者

④ 名護市の定める所得基準額以下の世帯の子ども（別紙参照）

※日本学生支援機構の収入基準に該当しない世帯でも本市の給付型奨学金に該当する場合があります。該当するか確認したい場合は事前に下記の申請窓口へお気軽にご相談ください。

(4)　平均評定が 4.0 以上（５段階評価又は５段階評価に換算）で進学目的が明確であり学習意欲が高いこと。

(5)　在学する高等学校又は高等専門学校の長の推薦を受けていること。（各校より１名とします。）

(6)　郷土愛と生まれ育った地域へ貢献する意気込みを有していること。

給付型奨学金を志望する理由、進学後に取り組みたいこと（学業やサークル、ゼミ、地域活動など）、卒業後に名護市に対して貢献したいことや、どう関わっていきたいかなどを自由に記載した小論文（800～1200 字程度）を提出していただきます。

(7)　大学等卒業後５年間、市長が定める日までに就労状況等の報告を行う旨誓約すること。

３　給付対象人数

新規の給付対象人数は１年度あたり５名以内とします。

(1)　市内高等学校等指定校枠　４名

(2)　市外高等学校等一般枠　１名

４　給付額等について

給付額については以下の金額とし、大学等の正規の修業期間を修了する月まで給付します。

(1)　修学・学生生活資金

	修学地	給付額
１	沖縄県内	40,000 円／月
２	沖縄県外	50,000 円／月

例：≪１人に対する給付金（県外４年制大学の場合）≫

修学・学生生活資金				合計
１年次	２年次	３年次	４年次	
６０万円	６０万円	６０万円	６０万円	２４０万円

(2)　給付方法

毎月 25 日に本人口座に振り込みます。

(3)　給付の停止並びに打切り及び返還について

奨学生が休学した場合は、復学するまでの期間、奨学金の給付を停止します。また、大学等を退学、除籍等となった場合は、以降の給付を打ち切るとともに、給付した奨学金の返還を請求します。

ただし、特段の事由により退学等となった場合は、名護市給付型奨学金審査会の決定に基づき、一部返還又は免除とします。

(4)　継続給付について

①　継続給付については、毎年度、家庭の状況が分かる書類や在学証明書、成績証明書等を提出し、継続を申請するものとします。

②　成績については、原則として GPA（成績評価値）が 2.5（５段階評価に換算）以上とします。

※GPA（成績評価値）の考え方

・基本的には、５段階評価（数値に換算）にて判断

（例：A,B,C,D,F＝４，３，２，１，０）

（例：秀,優,良,可,不可＝４，３，２，１，０）

③　成績証明書の提出に併せ、レポート（400～800 字程度）を提出していただきます。

レポートにおいては、学生生活の状況（学業やサークル、ゼミ、地域活動、履修状況など）を報告していただきます。記載内容は自由とします。

5　併給について

国、県又は他の団体からの給付型奨学金(月額給付型)との併給は不可とします。ただし、貸与型奨学金との併給は可能とします。

6　申請の手続

奨学金の給付を受けようとする者は、次の書類を申請窓口へ提出してください。

(1)　奨学金給付申請書（様式第１号）
(2)　成績証明書
(3)　住民票謄本
(4)　保護者（両親）の「令和８年度所得・課税証明書（調整控除有り）」
(5)　生活保護受給証明書（生活保護を受給している者）
(6)　児童養護施設在籍証明書（児童養護施設に入所している者）
(7)　在籍する高等学校等の長の推薦書（様式第２号）
※各学校から１名の推薦となりますので、場合によっては学校での選考会等を経る必要があります。
(8)　小論文（800～1200 字程度）
(9)　その他市長が必要とする書類

※各種証明書は発行日から３ヶ月以内のもの

※「２　応募資格　(3)　④名護市の定める所得基準額以下の世帯の子ども」の理由で申請を予定している者は、事前に、「奨学金給付申請書（様式第１号)」及び「世帯全員の所得・課税証明書」を申請窓口に提出し、該当の有無を確認の上、学校長からの推薦を受けてください。

7　募集締切

令和９年１月 22 日（金）　※必着

8　奨学生の選考

奨学生については、二次審査まで実施し、世帯の状況や学業に対する意欲等を確認の上、選考します。

(1)　一次審査・・・・・世帯状況の確認、本人の成績
(2)　二次審査・・・・・小論文・面接（名護市給付型奨学金審査会）
(3)　本人へ直接、選考結果（内定）を通知します。

9　奨学生の認定

大学等に合格したことを確認して奨学生として認定し、入学後の在籍確認をもって奨学金を給付します。

10　実施スケジュール

(1)　募集期間・・・・・　令和８年 11 月 16 日～令和９年１月 22 日
(2)　選　　考・・・・・　令和９年２月
(3)　内定通知・・・・・　令和９年３月初旬
(4)　内定手続・・・・・　合格後～３月
(5)　決定通知・・・・・　令和９年４月
(6)　給　　付・・・・・　４月下旬以降（毎月）
※４月分を５月分と併せて支給予定

11　申請窓口、お問合せ

担当：名護市教育委員会　総務課　総務係
住所：名護市港１丁目１番１号（名護市役所　西側２階）
電話：0980-53-1212（内線 132）
ＦＡＸ：0980-53-7825

（別紙）
所得基準額について

家計支持者の所得基準額（※１）が 189,400 円以内であること

※１　所得基準額(a) ＝（課税標準額）× ６％ －（市町村民税調整控除額）－（多子控除）(b)－（ひとり親控除）(c)（100 円未満は切り捨て）

(a)市町村民税所得割が非課税の人は、 この計算式にかかわらず、所得基準額が０円となります。
(b)家計支持者が２人を超える子どもを扶養している場合、２人を超える子ども１人につき 40,000 円を控除します。 扶養している子どもの人数は住民税情報を適用します。
（例）家計支持者が「申込者」と「中学生の弟」、「小学生の妹」の３人を扶養している場合の控除額は、（３－２）人 ×40,000 円＝40,000 円となります。
(c)ひとり親世帯に該当する場合に 40,000 円を控除します。